

親和会規約

第一条

親和会は、九州大学工業化学系の卒業生・修了生、及び現・旧教員の親睦と知識の向上を目的として設立する。

第二条

この会の事務局を福岡市西区元岡 744 番地 九州大学大学院工学研究院応用化学部門 事務室内に置く。

第三条

九州大学工業化学系の卒業生・修了生、及び現・旧教員は本会の会員となる事が出来る。また、その他も会長の承認を経て会員となる事が出来る。

第四条

会費は年間 2,000 円とし、それ以上の醸金は寄付として扱う。また、75 歳以上の者は会費を免除する。

第五条

- a. 会長は幹事会において選出され、幹事会を開催し主催するとともに会務を統括する。
- b. 副会長は幹事会において選出され、会長を補佐し、必要な場合その職務を代行する。
- c. 会計監査は幹事会において選出され、会計を監督・検査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- d. 本会には顧問を置き、顧問は名誉教授で構成する。
- e. 幹事会は本会の中核機関にして、会務の重要事項の協議ならびにその執行を行う。

第六条

会長は、第一条の目的を達成するために幹事会との相談のもとで、本規約を随時変更することを提案できるものとし、総会でこれを承諾するものとする。また、会長、副会長、会計監査、幹事については、総会で決定する。なお、任期は2年とし、再任を妨げないこととする。

第七条

親和会は第一条の目的を達するため、次の事業を行う。

- a. 総会の開催

- b. 講演会の開催
- c. 会報の発行
- d. 会員同士の交流の場の提供

第八条

親和会会員は親和会の目的に賛同し、その定める諸規定を厳守しなければならない。

附則

この規約は 2009 年 4 月より施行する。

2012 年 4 月 21 日一部改正。

2014 年 4 月 12 日一部改正。